

平成25年8月21日

泉南市議会議長  
南 良徳 様

議会運営委員会  
委員長 堀口 武視

### 泉南市議会の議会改革について（第2次答申）

平成25年1月8日付けで諮問された項目の内、第1次答申以降、引き続き調査・研究を行なっておりました諮問事項につきまして、結論がまとまりましたので別添のとおり答申します。

いずれの諮問事項につきましても、できるだけ速やかに実施あるいは検討に着手していただきますよう求めるものであります。

## 第 2 次 答 申

平成 2 5 年 8 月 2 1 日

議 会 運 営 委 員 会

## 1 今回の答申

議長より、平成25年1月8日付けにて、議会運営委員会（以下、委員会）に諮問されました13項目の内、平成25年5月13日に第1次答申として「議員報酬の減額、政務活動費の減額、本会議場における国旗および市旗の掲揚、会議結果（賛否）、意見書・決議の取扱い、委員会会議録」の以上6項目について答申を行いました。

今般、第1次答申を除く、諮問されました全ての諮問事項（下記参照）について、平成25年第3回泉南市議会定例会が開催される9月初旬を目途に精力的に協議を行った結果、一定の結論がまとまりましたので、第2次答申を行うものであります。

### これまでの積み残し分

- (1) 議会報編集委員会の取扱いについて
- (2) 常任委員会・特別委員会等のインターネット中継について
- (3) 申し合わせ事項の見直しについて
- (4) 議会選出役員の定数等の見直しについて
- (5) 政務活動費について

### 新しく追加する項目

- (1) 付託議案の質問の取扱いについて
- (2) 代表質問・一般質問の持ち時間について
- (3) 会議規則について

## 2 内容

諮問事項の調査・研究に当たっては、各会派及び無所属議員の代表者が委員に就任していることから、答申の内容については、会派及び無所属議員の意見を十分反映したものとなっております。

### (1) 議会報編集委員会の取扱いについて

議会報編集委員会については、任意の委員会として設置し「市議会だより」の編集・発行のみを行なっておりましたが、「議会ホームページの編集・発信」、「議会の録画映像の編集・削除」についても所管事項に追加し、委員会条例に基づく委員会、つまり特別委員会としてはどうかという議論がありましたが、結果として、結論には至らず、今日まで、継続的に議論がされておりました。

懇談会では、これまでの議論の経緯を検証するとともに、近隣自治体の状況を調査した結果、次のとおり答申をまとめました。

議会報編集委員会は、現状通りの委員会条例に基づかない任意の委員会とし、所管事項は「市議会だより」の編集・発行のみとする。

また、「議会ホームページの編集・発信」については、議会運営委員会において所管することとし、「議会の録画映像の編集・削除」については、「議会映像配信運営要綱」に基づき処理することとする。

### (2) 常任委員会・特別委員会等のインターネット中継について

インターネット中継については、現在、本会議のみでの運用となっておりますが、これまでの議論の中で、試行的に決算審査特別委員会を本会議同様、議場で開催し、インターネット中継をしてはどうかという意見がありましたが、その際には正副委員長席や理事者席の配置等々の関係で実施には到らず、引き続き協議することとなっております。

このようなことから懇談会では、議場以外の会議室（大会議室及び第1委員会室）で開催する常任委員会・特別委員会について、インターネット中継の実施の有無を議論す

るに当たり、近隣自治体でのインターネット中継の実施状況を調査するとともに、インターネット中継を行なうための設備更新に要する経費（予算）を含めた議論を行なった結果、結論としては、次のとおり答申をまとめました。

常任委員会・特別委員会のインターネット中継については、将来的には、実施すべきであるという意見が大半を占めているところであるが、現状としては実施しないこととする。

なお、常任委員会・特別委員会のインターネット中継については、近隣自治体の動向等も引き続き調査するとともに、継続して議論を行うことを確認する。

※なお、常任委員会・特別委員会については、インターネット中継を実施するための経費（予算）面を考慮して、音声のみを配信してはどうかとの意見もありました。

### （3）申し合わせ事項の見直しについて

「申し合わせ事項の見直しについて」の具体的な諮問内容としては「正副議長の任期の見直し」についてであり、これまでの経過として、改選前の懇談会では、正副議長の任期については、申し合わせにより1年となっているが、2年としてはどうかとの議論を行ないましたが、議員任期満了が間近に迫っていたことから、改選後に引き続き議論することとなっております。

このようなことから、懇談会では、近隣自治体での正副議長の任期について、調査した結果、申し合わせにより、1年としているところが大半を占めていること、さらに、議員任期4年の内、既に、1年が経過しており、任期途中で正副議長の任期を変更することについては、不公平感もあること等々、議論を行なった結果、次のとおり答申をまとめました。

正副議長の任期については、現状どおり1年とする。

なお、次回改選時に再度検討するというを申し送り事項とする。

#### (4) 議会選出役員の定数等の見直しについて

議会選出の各種役員については、条例、規則、要綱に基づき、議員派遣を行なっているところであるが、審議会等の独立性、自主性の主旨のもとで、議員については議会で議論できる場がある等、さまざまな意見がありました。

このようなことから、懇談会では、条例等による選出基準の中で「市議会議員」と定められている審議会については条例等改正の必要があることから、議員派遣の有無については今後の検討課題とし、一方「公益を代表する者」、「学識経験を有する者」といった選出基準により、議員を派遣している審議会については、「議員派遣を辞退する審議会」、「派遣する議員数を減少させる審議会」といった要件により議論した結果、次のとおり答申をまとめました。

議員派遣の選出基準となる条例等に「市議会議員」と明記されている審議会の内、「都市計画審議会」「部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する審議会」「住居表示審議会」については、現状のまま議員派遣を継続することとし、「総合計画審議会」については派遣議員数を8名から2各減らし6名とする。

また、選出基準となる条例等に「市議会議員」と明記されていない「国民健康保険運営協議会」「公害対策審議会」「医療問題懇談会」の以上3つの協議会等については、派遣を辞退することとする。

なお、「開発公社評議員会」については、本年中には、解散手続きが完了する予定であるため議員派遣についての議論は行いませんでした。

※なお、議論の中で、審議会等への議員派遣を辞退することについては、もっと議論が必要であり、基本的には、会派から1人の議員を派遣する必要があると考えている。

さらに、国民健康保険運営協議会、公害対策審議会への議員派遣の辞退については、市民の意見を聞くことができる重要な場であるため辞退することについては反対であるとの意見がありました。

#### (5) 「政務活動費」について

政務活動費については、第1次答申により平成25年第2回定例会において、「政務活動費に関する臨時特例条例」を定め、40%の減額を行なったところである。

懇談会では、さらなる議会改革に取り組むため、地方自治法第100条第16項に記載のとおり、「議長は、政務活動費について、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」に基づき、政務活動費の使途基準を定めた指針の作成について、次のとおり答申をまとめました。

政務活動費については、その使途基準等を定めた手引書の作成について検討することとする。

#### (6) 付託議案の質問の取扱いについて

「付託議案の質問の取扱いについて」の諮問内容としては、本会議において、委員会付託が予定されている議案に対し、会議規則第51条（発言通告による質疑）、会議規則第52条（議長の許可による質疑）のそれぞれの規定に基づき、質疑がされているが、委員会付託方式を導入した経過として、委員会における議案の集中審議を目的とした導入当初の考え方と現状の質疑の在り方には乖離があることから、その取扱いについて議論した結果、次のとおり答申をまとめました。

会議規則に基づく質疑については、議員に保障された権利であることから、委員会付託が予定されている議案であっても制限することはできないが、議員個人のモラルに基づき、質疑を行なうこととする。

※なお、議論の中で、発言通告書の締切日を、本会議開会日の2日前から、議会運営委員会の前日に変更した経緯について検証し、本会議の会期を決める上で、発言通告者数を参考に決定する必要があることから、変更した事を再確認しました。

### (7) 代表質問・一般質問の持ち時間について

代表質問・一般質問の持ち時間について、議論するに当たり、近隣自治体の実施状況を調査するとともに、本市議会でのこれまでの運用内容を検証した結果、次のとおり答申をまとめました。

代表質問・一般質問の持ち時間については、現状とおりの取扱いとする。

- ・代表質問については、会派人員に応じた質問時間とし各会派に与えられた60分を基準時間に、会派人員が1人増すごとに10分を加算する。
- ・一般質問については1人60分とする。

### (8) 会議規則について

会議規則にかかる諮問事項の一点目として、現在、本会議・委員会へのパソコンの持ち込みについては認めておらず、携帯の持ち込みについては特段の取り決めがない状況であることから、パソコンや携帯電話等の持ち込みを認めるかどうかについて、また、認める場合の申し合わせ事項等について協議をし、各委員の意見を集約した結果、次のとおり答申をまとめました。

本会議及び委員会へのパソコン等の持ち込みについては禁止とする。

また、携帯電話は持ち込み可であるが、通話及び外部通信は禁止とする。

次に、二点目として、平成25年第1回定例会において一部改正された会議規則に「公聴会に関する規定」が追加されたことを受け、その運用について協議し、次のとおり答申をまとめました。

地方自治法の一部改正に伴う会議規則の一部改正であることから法的解釈をもとに運用することとする。



## 5 懇談会の開催状況等

### 第1回懇談会 平成25年4月17日(水)

- ・正副会長の互選を行い、会長に堀口武視議員、副会長に木下豊和議員を選出
- ・本会議場における国旗及び市旗の掲揚について
- ・議員報酬について
- ・政務活動費について
- ・会議結果(賛否)について
- ・意見書、決議の取扱いについて
- ・委員会会議録について

### 第2回懇談会 平成25年4月25日(木)

- ・本会議場における国旗及び市旗の掲揚について
- ・議員報酬について
- ・政務活動費について
- ・会議結果(賛否)について
- ・議会改革に関する答申書(第1次)の作成について

### 第3回懇談会 平成25年7月12日(金)

- ・議会報編集委員会の取扱いについて
- ・常任委員会・特別委員会等のインターネット中継について
- ・申し合わせ事項の見直しについて
- ・議会選出役員の定数等の見直しについて
- ・付託議案の質問の取扱いについて
- ・代表質問、一般質問の持ち時間について
- ・会議規則について

### 第4回懇談会 平成25年8月9日(金)

- ・常任委員会・特別委員会等のインターネット中継について
- ・付託議案の質問の取扱いについて
- ・代表質問、一般質問の持ち時間について
- ・政務活動費について
- ・議会改革に関する答申書(第2次)の作成について

### 第5回懇談会 平成25年8月21日(水)

- ・議会改革に関する第2次答申書(素案)について

■本答申に関係した者の氏名

	氏 名	備 考
会 長	堀 口 武 視	心政クラブ
副会長	木 下 豊 和	拓進クラブ
委 員	中 尾 広 城	公明党
委 員	大 森 和 夫	日本共産党
委 員	田 畑 仁	新風立志の会
委 員	小 山 広 明	無所属